

クロスハート石名坂・藤沢
重要事項説明書

社会福祉法人 伸こう福祉会

第4号様式(第7条関係)

指定(介護予防)特定施設入居者生活介護重要事項説明書

作成日 2024年 12月 1日

1 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 伸こう福祉会
代表者名	理事長 高田 益江
所在地	横浜市栄区公田町1020番5
電話番号/FAX番号	045-896-1234/045-896-1235
ホームページアドレス	http://www.shinkoufukushikai.com/
資本金(基本財産)	4,548,042,743円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※1	—
設立年月日	1999年 3月 5日
直近の事業収支決算額 ※2	(収益)5,909,938千円 (費用)5,715,722千円 (損益)194,216千円
会計監査人との契約	☐ 無 ・ ☒ 有(橋本公認会計士事務所)
他の主な事業	特別養護老人ホーム クロスハート栄・横浜、グループホーム クロスハート中・横浜、グループホーム クロスハート田谷・栄、グループホーム 金沢・横浜 他

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	クロスハート石名坂・藤沢	
施設の類型及び表示事項	類型	☒ 1 介護付 (☒ 一般型・ ☐ 外部サービス利用型) ☐ 2 住宅型 ☐ 3 健康型
	居住の権利形態	☒ 1 利用権方式 ☐ 2 建物賃貸借方式 ☐ 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	☐ 1 自立 ☐ 2 要介護 ☐ 3 要支援・要介護 ☒ 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	☒ 1 県指定介護保険特定施設 (番号1472203643、指定年月日 平成22年12月1日) ☐ 介護専用型・ ☒ 混合型・ ☐ 混合型(外部サービス利用型) ☐ 地域密着型・ ☒ 介護予防・ ☐ 介護予防(外部サービス利用型) ☐ 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	☒ 1 全室個室(夫婦等居室含む) ☐ 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	3 : 1 以上
	提携ホームの利用等	☐ 1 提携ホーム利用可(—) ☐ 2 提携ホーム移行型(—)
開設年月日	平成22年 8月 13日	
施設の管理者氏名	石川 雅史	
所在地	藤沢市本藤沢1-10-14	

電話番号／FAX番号	0466 - 84 - 3033／0466 - 84 - 3031																																																							
メールアドレス	—																																																							
交通の便 ※3	小田急電鉄江ノ島線 藤沢本町駅 徒歩10分																																																							
ホームページアドレス	http://www.shinkoufukushikai.com/																																																							
敷地概要 ※4	権利形態 ☐ 所有 ・ ☒ 借地 (借地の場合の契約形態) ☒ 通常借地契約・ ☐ 定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 平成21年10月1日～41年9月30日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) ☒ 無・ ☐ 有 敷地面積 3,301.24 m ²																																																							
建物概要	権利形態 ☐ 所有 ・ ☒ 借家 (借家の場合の契約形態) ☒ 通常借家契約・ ☐ 定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 平成21年10月1日～41年9月30日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) ☒ 無・ ☐ 有 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建(耐火) 延床面積 2,541.14 m ² (うち有料老人ホーム2,013.3m ²) 建築年月日 平成 3年 3月 19日建築 改築年月日 平成22年 7月 27日改築 建築確認の用途指定 ☒ 有料老人ホーム・ ☐ その他()																																																							
居室、一時介護室の概要	居室総数 70室 定員 70人 (内訳) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th><th>居室定員</th><th>室数</th><th>面積</th></tr> <tr> <td>居室</td><td>個室</td><td>70室</td><td>12,96m²～12,96 m²</td></tr> </table>				居室定員	室数	面積	居室	個室	70室	12,96m ² ～12,96 m ²																																													
	居室定員	室数	面積																																																					
居室	個室	70室	12,96m ² ～12,96 m ²																																																					
共用施設・設備の概要 (設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">食堂</td><td>設置階 1階 (125.55 m²)</td></tr> <tr> <td>浴室</td><td>一般浴槽</td><td>設置階 1階 (42.30 m²)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">浴室</td><td>リフト浴</td><td>—</td></tr> <tr> <td>ストレッチャー浴</td><td>—</td></tr> <tr> <td colspan="2">便所</td><td>設置箇所 1階～3階共有部分</td></tr> <tr> <td colspan="2">洗面設備</td><td>設置箇所 1階～3階共有部分</td></tr> <tr> <td colspan="2">医務室(健康管理室)</td><td>設置階 3階 (10.2 m²)</td></tr> <tr> <td colspan="2">談話室</td><td>設置階 2階2箇所其々 (25.92 m²)</td></tr> <tr> <td colspan="2">面談室</td><td>設置階 1階 (10.8 m²)</td></tr> <tr> <td colspan="2">事務室</td><td>設置階 1階 (10.2 m²)</td></tr> <tr> <td colspan="2">洗濯室</td><td>設置階 1階～3階(7.35 m²)</td></tr> <tr> <td colspan="2">汚物処理室</td><td>設置階 各階洗濯室に設置</td></tr> <tr> <td colspan="2">看護・介護職員室</td><td>設置階 1階 (10.2 m²)</td></tr> <tr> <td colspan="2">機能訓練室</td><td>設置階 1階 (29.0 m²) 他の共用施設との兼用 ☒無・☐有 ()</td></tr> <tr> <td colspan="2">健康・生きがい施設</td><td>設置階 — (m²)</td></tr> <tr> <td colspan="2">エレベーター ※5</td><td>1 基(うちストレッチャー搬入可)</td></tr> <tr> <td colspan="2">スプリンクラー</td><td>設置箇所全館 (各居室・設備・廊下)</td></tr> <tr> <td colspan="2">居室のある区域の廊下幅</td><td>両手すり設置後の有効幅員 (1.8m～1.8m)</td></tr> </table>			食堂		設置階 1階 (125.55 m ²)	浴室	一般浴槽	設置階 1階 (42.30 m ²)	浴室	リフト浴	—	ストレッチャー浴	—	便所		設置箇所 1階～3階共有部分	洗面設備		設置箇所 1階～3階共有部分	医務室(健康管理室)		設置階 3階 (10.2 m ²)	談話室		設置階 2階2箇所其々 (25.92 m ²)	面談室		設置階 1階 (10.8 m ²)	事務室		設置階 1階 (10.2 m ²)	洗濯室		設置階 1階～3階(7.35 m ²)	汚物処理室		設置階 各階洗濯室に設置	看護・介護職員室		設置階 1階 (10.2 m ²)	機能訓練室		設置階 1階 (29.0 m ²) 他の共用施設との兼用 ☒ 無・ ☐ 有 ()	健康・生きがい施設		設置階 — (m ²)	エレベーター ※5		1 基(うちストレッチャー搬入可)	スプリンクラー		設置箇所全館 (各居室・設備・廊下)	居室のある区域の廊下幅		両手すり設置後の有効幅員 (1.8m～1.8m)
食堂		設置階 1階 (125.55 m ²)																																																						
浴室	一般浴槽	設置階 1階 (42.30 m ²)																																																						
浴室	リフト浴	—																																																						
	ストレッチャー浴	—																																																						
便所		設置箇所 1階～3階共有部分																																																						
洗面設備		設置箇所 1階～3階共有部分																																																						
医務室(健康管理室)		設置階 3階 (10.2 m ²)																																																						
談話室		設置階 2階2箇所其々 (25.92 m ²)																																																						
面談室		設置階 1階 (10.8 m ²)																																																						
事務室		設置階 1階 (10.2 m ²)																																																						
洗濯室		設置階 1階～3階(7.35 m ²)																																																						
汚物処理室		設置階 各階洗濯室に設置																																																						
看護・介護職員室		設置階 1階 (10.2 m ²)																																																						
機能訓練室		設置階 1階 (29.0 m ²) 他の共用施設との兼用 ☒ 無・ ☐ 有 ()																																																						
健康・生きがい施設		設置階 — (m ²)																																																						
エレベーター ※5		1 基(うちストレッチャー搬入可)																																																						
スプリンクラー		設置箇所全館 (各居室・設備・廊下)																																																						
居室のある区域の廊下幅		両手すり設置後の有効幅員 (1.8m～1.8m)																																																						
消防用設備等	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>消火器</td><td>☐無・☒有</td></tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td><td>☐無・☒有</td></tr> <tr> <td>火災通報設備</td><td>☐無・☒有</td></tr> </table>			消火器	☐ 無・ ☒ 有	自動火災報知設備	☐ 無・ ☒ 有	火災通報設備	☐ 無・ ☒ 有																																															
消火器	☐ 無・ ☒ 有																																																							
自動火災報知設備	☐ 無・ ☒ 有																																																							
火災通報設備	☐ 無・ ☒ 有																																																							

	スプリンクラー	☐ 無・ ☒ 有
	防火管理者	☐ 無・ ☒ 有
	防災計画（水害・土砂災害を含む）	☐ 無・ ☒ 有
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 各居室・共用施設（浴室、共同トイレ） 安否確認の方法・頻度等 要介護者に生活時間帯2回以上の居室見回りを便宜対応	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※6	短期入所生活介護事業	
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	—	

3 利用料 ※7

（1）利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		☐ 前払い方式 ☒ 月払い方式 ☐ 選択方式
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い		1 ☐ 減額なし 2 ☒ 日割り計算で減額 3 ☐ 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	神奈川県に係る消費者物価指数及び人件費等を勘案する
	手続き方法	運営懇談会の意見を聴き、同意を得た上で行う

(2) 月払い方式

費用の支払方法 ※9	月額利用料その他は、毎月の請求による月払い						
敷金	■無 ・ □有 (円、家賃相当額の か月分)						
月額利用料	166,470円						
年齢に応じた金額 設定	■無 ・ □有						
要介護状態に応じた 金額設定	■無 ・ □有						
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他
		38,870	－	46,020	25,580	56,000	
	算定根拠 ※11	管理費	共用施設の維持管理費、事務費、生活サービスに係る維持費用など				
		介護費用	－				
		食費	三食の提供、配膳				
		光熱水費	各居室及び共用部分における光熱水費				
		家賃相当額	建物賃借料、改修工事費、修繕費				
		その他	－				
月額利用料に含まれ ない実費負担等 ※12	週3回以上の入浴、協力医療機関外への通院介助、週3回以上の居室清掃、藤沢市外の買い物代行、週1回指定日以外の役所手続き代行、協力医療機関外への入退院の手続及び移送、入院中の週2回以上の訪問及び洗濯、紙おむつ代、衣類クリーニング、理美容、医師の往診、医療費、外出の同行、移送サービス、レクリエーション材料費、レクリエーション交通費						

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)	特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例) <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>月 額</th> <th>利用者負担額 (1 割)</th> <th>利用者負担額 (2 割)</th> <th>利用者負担額 (3 割)</th> </tr> <tr> <td>要介護 1</td> <td>171,380 円</td> <td>17,138 円</td> <td>34,276 円</td> <td>51,414 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>192,570 円</td> <td>19,257 円</td> <td>38,513 円</td> <td>57,770 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>214,700 円</td> <td>21,470 円</td> <td>42,940 円</td> <td>64,410 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>235,260 円</td> <td>23,526 円</td> <td>47,051 円</td> <td>70,576 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>257,070 円</td> <td>25,707 円</td> <td>51,414 円</td> <td>77,121 円</td> </tr> </table>					区 分	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)	要介護 1	171,380 円	17,138 円	34,276 円	51,414 円	要介護 2	192,570 円	19,257 円	38,513 円	57,770 円	要介護 3	214,700 円	21,470 円	42,940 円	64,410 円	要介護 4	235,260 円	23,526 円	47,051 円	70,576 円	要介護 5	257,070 円	25,707 円	51,414 円	77,121 円
	区 分	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)																														
	要介護 1	171,380 円	17,138 円	34,276 円	51,414 円																														
	要介護 2	192,570 円	19,257 円	38,513 円	57,770 円																														
	要介護 3	214,700 円	21,470 円	42,940 円	64,410 円																														
	要介護 4	235,260 円	23,526 円	47,051 円	70,576 円																														
	要介護 5	257,070 円	25,707 円	51,414 円	77,121 円																														
	各種加算の状況																																		
	身体拘束廃止取組の有無		(☐ 減算型 ・ ☒ 基準型)																																
	退院・退所時連携加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)																																
	入居継続支援加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)																																
	生活機能向上連携加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)																																
	個別機能訓練加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)																																
	夜間看護体制加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)																																
	医療機関連携加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)																																
	栄養スクリーニング加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)																																
	看取り介護加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)																																
	認知症専門ケア加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)	(I)																															
				(II)																															
	サービス提供体制強化加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)	☐ (I) イ																															
				☐ (I) ロ																															
				☐ (II)																															
				☒ (III)																															
	介護職員処遇改善加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)	☐ I																															
				☒ II																															
☐ III																																			
☐ IV																																			
☐ V																																			
科学的介護推進体制加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)																																	
介護予防特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例) <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>月 額</th> <th>利用者負担額 (1 割)</th> <th>利用者負担額 (2 割)</th> <th>利用者負担額 (3 割)</th> </tr> <tr> <td>要支援 1</td> <td>57,870 円</td> <td>5,787 円</td> <td>11,573 円</td> <td>17,360 円</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>98,970 円</td> <td>9,897 円</td> <td>19,794 円</td> <td>29,691 円</td> </tr> </table>					区 分	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)	要支援 1	57,870 円	5,787 円	11,573 円	17,360 円	要支援 2	98,970 円	9,897 円	19,794 円	29,691 円																
区 分	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)																															
要支援 1	57,870 円	5,787 円	11,573 円	17,360 円																															
要支援 2	98,970 円	9,897 円	19,794 円	29,691 円																															
各種加算の状況																																			
身体拘束廃止取組の有無		(☐ 減算型 ・ ☒ 基準型)																																	
生活機能向上連携加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)																																	
個別機能訓練加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)																																	
医療機関連携加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)																																	
栄養スクリーニング加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)																																	
認知症専門ケア加算		(☒ 無 ・ ☐ 有)	(I)																																
			(II)																																
サービス提供体制強化加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)	☐ (I) イ																																
			☐ (I) ロ																																
			☐ (II)																																
			☒ (III)																																
介護職員処遇改善加算		(☐ 無 ・ ☒ 有)	☐ I																																
			☒ II																																
			☐ III																																
			☐ IV																																
			☐ V																																

	科学的介護推進体制加算	(☐ 無・ ☒ 有)
--	-------------	--

介護保険に係る利用料
※13
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

介護職員処遇改善加算Ⅱ

(1 か月 30 日の例)

	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要介護 1	21,670 円	2,167 円	4,334 円	6,501 円
要介護 2	24,252 円	2,426 円	4,851 円	7,276 円
要介護 3	26,950 円	2,695 円	5,390 円	8,085 円
要介護 4	29,459 円	2,946 円	5,892 円	8,838 円
要介護 5	32,125 円	3,213 円	6,425 円	9,638 円
	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要支援 1	7,472 円	748 円	1,495 円	2,252 円
要介護 2	12,489 円	1,249 円	2,498 円	3,747 円

サービス提供体制強化加算Ⅲ

(1 か月 30 日の例)

	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要介護 1～5	1,897 円	190 円	380 円	569 円
	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要支援 1～2	1,897 円	190 円	380 円	569 円

医療機関連携加算

(1 か月 30 日の例)

	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要介護 1～5	1054 円	106 円	211 円	317 円
	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要支援 1～2	1,054 円	106 円	211 円	317 円

夜間看護体制加算

(1 か月 30 日の例)

	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要介護 1～5	2,844 円	285 円	569 円	854 円
	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要支援 1～2	2,844 円	285 円	569 円	854 円

科学的介護推進体制加算

(1 か月 30 日の例)

	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要介護 1～5	421 円	42 円	84 円	126 円
	月 額	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
要支援 1～2	421 円	42 円	84 円	126 円

看取り介護加算

	月 額	自己負担額
要介護 1～5	・死亡日・・・1280 単位／日 ・前日、前々日・・・680 単位／日 ・死亡日以前 4 日以上 30 日以下・・・144 単位／日 ・死亡日 45 日前～31 日前・・・72 単位／日	

(4) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	神奈川県に係る消費者物価指数及び人件費を勘案し、運営懇談会の意見を聞き、同意を得た上で行う。
前払金の返還金の保全措置	☒ 無 ・ ☐ 有 保全措置の内容（ ） 有 無の場合の理由（ ）
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	☐ 無 ・ ☒ 有 有の場合の保険名 （総合賠償責任保険 株式会社損害保険ジャパン日本興亜ひまわり生命保険）
消費税の対象外とする利用料等	家賃相当額
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	☒ 無 ・ ☐ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	楽しくきれいにいつまでもお過ごしいただけるよう管理は最小限にその方らしく自由な生活を選択できるよう皆で一緒に支え合い終の棲家としても選んで頂ける施設づくりを行います
サービスの提供内容に関する特色	日常生活をリハビリ目的にレク参加、下膳、洗濯たたみ等のお手伝いポイントをためお好きな品物と月 1 回交換日を設けています
入浴、排せつ又は食事の介護	☒ 自ら実施 ☐ 委託 ☐ なし
食事の提供	☒ 自ら実施 ☐ 委託 ☐ なし
洗濯、掃除等の家事の供与	☒ 自ら実施 ☐ 委託 ☐ なし
健康管理の供与	☒ 自ら実施 ☐ 委託 ☐ なし
安否確認又は状況把握サービス	☒ 自ら実施 ☐ 委託 ☐ なし
生活相談サービス	☒ 自ら実施 ☐ 委託 ☐ なし

(2) 介護サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	小規模修繕、事務管理、入居相談業務
	食 費	三食の提供
	その他	—

(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による		
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による		
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14			
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等） ※15	施設 ・施設管理者：石川雅史 TEL 0 4 6 6－8 4－3 0 3 3 施設及での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政に相談することができます。 ・神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課介護苦情相談係 TEL 045－329－3447 0570－0222110（苦情専用） ・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 TEL 045－210－1111（代表） ・藤沢市福祉健康部介護保険課 TEL 0466-50-3527		
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づき応急措置、協力医療機関への搬入、若しくは119番通報による他の医療機関への搬入を行うとともに、看護・介護職員から家族への連絡を行います。 また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。		
事故発生の防止のための指針	☐ 無 ・ ☒ 有		
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、地震・津波等の天災、戦争・暴動等、入居者の故意によるものを除き、速やかに損害を賠償します。ただし、入居者に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることがあります		
公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	協 会 へ の 加 入 ☒ 無 ・ ☐ 有		
	入居者基金への加入 ☒ 無 ・ ☐ 有		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	☒ 有	実施日	2018.8. 8
		結果の開示	有 無
	☒ 無		
第三者による評価の実施状況	☒ 有	実施日	平成30年7月
		評価機関名称	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
		結果の開示	☒ 有 ☐ 無

	無
--	---

5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所		入居している居室で介護します。
入 を居 住後 みに 替居 え室 る又 場は 合施 設	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	—
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	- 適切な介護サービス提供のため、一定の観察期間を設け、居室(個室)を変更していただく事があります。この場合、入居者本人及び身元引受人の同意の上で住み替えていただきます。なお、利用権の対象居室は、当初の居室から住み替え後の居室に変更になります。追加費用は在りません。 - 入居者の都合により住み替え希望が在った場合には、現居室の補修費用をお支払いいただきます
	提携ホームへ住み替える場合(同上)	—

6 医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名 称	湘南長寿園病院
	診療科目	内科 他
	所在地	藤沢市白幡 1-11-1
	距離及び所要時間	約 1 Km 徒歩 15 分
	協力内容	通院・入院加療
	名 称	湘南台クリニック
	診療科目	内科
	所在地	藤沢市湘南台 2-6-10
	距離及び所要時間	約 6.4 km、車 20 分
協力歯科医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	協力内容	内科往診
	名 称	湘南食サポート歯科
	所在地	藤沢市本藤沢 1-10-14
	距離及び所要時間	徒歩 1 分
	協力内容	歯科往診

入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	（通院） ・病院への通院同行は、月額利用料に含まれません （入院） ・医師の判断を基本とし、入居者及びご家族と話し合い頂き、協力医療機関又は希望する病院に入院となります ・入院期間中は、月額利用料のうち、家賃相当額及び管理費を御支払頂きます ・入院のための移送及び同行は、月額利用料に含まれません。 ・入院に係る費用は、入居者の負担となります
--	---

7 入居状況等

（2024年7月1日現在）

入居者数及び定員	70 人（定員 70 人）				
入居者の状況	男 性	6 人、女 性	64 人		
	自 立	人			
	要介護	58 人	(内訳)	要介護 1	19 人
				要介護 2	9 人
				要介護 3	15 人
			要介護 4	12 人	
			要介護 5	3 人	
	要支援	12 人	(内訳)	要支援 1	7 人
				要支援 2	5 人
平均年齢	88.9 歳（男性 84 歳、女性 89.4 歳）				
運営懇談会の開催状況 （開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等）	・ 年に 1 回 2023 年 10 月に書面での開催 （コロナクラスター発生の為） ・ 2022 年度の活動報告、法人決算及び収支状況。 ・ 行事／事故／苦情／職員体制の報告				

8 職員体制

（1）職種別の職員数等

（2024年 7月 1日現在）

		職 員 数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 （ 時～翌 時） （最少人数）	備 考 （資格・委託等）
			人数	うち自立対応		
従業者の内訳	管理者	1（ 0 ）				介護福祉士
	生活相談員	1（ 0 ）				介護福祉士
	直接処遇職員	38	35.98			
	介護職員	34(9)	32.38		3	
	看護職員	4（2）	3.6		0	
	機能訓練指導員	※1（看護職員）				準看護師
	理学療法士	（ ）				
	作業療法士	（ ）				
	その他	（ ）				

	計画作成担当者	1 (0)				介護支援専門員
	医師	()				
	栄養士	1 (1)				管理栄養士
	調理員	7 (6)				
	事務職員	3 (1)				
	その他職員	5 (5)				
合 計		57 (24)				

(2) 職員の状況

管理者		他の職務との兼務				■あり □なし					
		兼務に係る資格等		■あり							
				資格等の名称		介護福祉士					
				□なし							
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				8	3						
前年度1年間の退職者数				5	3						
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満			8	1	1					
	1年以上3年未満			8	2						
	3年以上5年未満	1		3	1						
	5年以上10年未満	1	2	4	2				1	1	
	10年以上			2	3						
従業者の健康診断の実施状況					■あり □なし						

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	18.1	14.2	14.3
要介護者の人数	48.5	53.2	54.5
指定基準上の直接処遇職員の人数	18	18	18
配置している直接処遇職員の人数	34	33.7	38
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.9 : 1	1.9 : 1	2.1 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 40 時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	7 : 00 ~	16 : 00
	日勤	9 : 00 ~	18 : 00
	遅番	11 : 00 ~	20 : 00
	夜勤	18 : 00 ~	翌8 : 00

	看護職員 早番	7 : 30	～	16 : 30
	日勤	9 : 00	～	18 : 00

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	一人 (人)	介護職員実務者研修修了者	2人 (0人)
介護福祉士	15人 (2人)	介護職員初任者研修修了者	6人 (1人)
介護支援専門員	人 (人)	資格なし	9人 (2人)

9 入居・退居等

入居者の条件 (年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	概ね65歳以上で自立・要支援及び要介護の方 入院加療を要する病態の方等入居をお断りする場合があります。
身元引受人等の条件及び義務等	身元引受人は本契約に基づく入居者の事業者に対する責務につき入居者と連帯して履行の責を負います 又必要な時には入居者の身柄を引き取ります。
生活保護受給者の受入れ対応	■否 ・ □可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19	(施設からの契約解除) 1. 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 ① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ②月額利用料その他の支払いを正当な理由なく遅滞するとき ③入居契約に規定する「禁止または制限される行為」に違反したとき ④入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき、次の手続を行った上で行う ア 医師の意見を聴く イ 一定の観察期間をおく 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続によって行います。 ① 契約解除の通告について90日の予告期間をおく ② 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける ③ 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者や身元引受人等その他関係者、関係機関と協議し、移転先の確保について協力する (入居者からの契約解除) 1 入居者は、事業者に対して退居日の30日前までに書面で通知することにより、本契約を解除することができます 2 入居者が書面による通知無くして居室を退居した場合、事業者が入居者の退居の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものとみなします

前年度における 退居者の状況	退居先別の人数	自宅等	0人
		社会福祉施設	2人
		医療機関	1人
		死亡者	16人
		その他	0人
	生前解約の状況	施設側の申し出	0人
			(解約事由の例)
		入居者側の申し出	3人
(解約事由の例) 特別養護老人ホーム2件 認知症対応型GHへの転居1件			
体験入居の期間及び費用負担等		1泊2日 5,000円＋消費税 原則7日以内の利用とし、介護保険は適用外となります	

10 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	1 公開 (☒ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 (☒ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 (☒ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 (☒ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 (☒ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開

※20 県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：別添1 「介護サービス等の一覧表」

別添2-1 「個人情報の取り扱いについて」

別添2-2 「個人情報使用同意書」

別添3 「高齢者の心身状況によるご説明」

別添4 「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行い交付しました。

年 月 日 説明者署名 印

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明と交付を受け同意しました。

年 月 日 署名 印

介護サービス等の一覧表

	自 立		要支援 1～2		要介護 1～2	
介護を行う場所	居室		居室		居室	
介護サービスの内容	一時金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
介護サービス						
○巡回						
・昼間 9時～18時	1回	—	2回	—	2回以上	—
・夜間 18時～ 9時	1回	—	1回	—	1回以上	—
○食事						
・食堂での配膳下膳	毎食対応	—	毎食対応	—	毎食対応	—
・居室への配膳下膳	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・食事介助	—	—	適宜対応	—	適宜対応	—
○排泄						
・排泄介助	—	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・おむつ交換	—	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・おむつ代	—	実費	—	実費	—	実費
○入浴等						
・清拭	—	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・一般浴介助	—	—	週2回	3回目以降 30分800円	週2回	3回目以降 30分800円
・特浴介助	—	—	—	—	—	—
○入浴等						
・体位交換	—	—	—	—	適宜対応	—
・居室からの移動	—	—	—	—	適宜対応	—
・衣類の着脱	—	—	—	—	適宜対応	—
・身だしなみ介助	—	—	—	—	適宜対応	—
○機能回復訓練	—	—	適宜対応（※1）	—	適宜対応（※1）	—
○通院介助						
・協力医療機関への通院	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・上記以外への通院	—	30分1000円 交通費実費	—	30分1000円 交通費実費	—	30分1000円 交通費実費
○緊急時対応						
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	—
生活サービス						
○家事						
・清掃	週2回	3回目以降 30分800円	適宜対応	—	適宜対応	—
・洗濯	随時	—	随時	—	随時	—
・クリーニング	—	実費	—	実費	—	実費
・リネン交換	2週1回	—	2週1回	—	2週1回	—
○理美容						
・ホーム内理美容	—	—	—	—	—	—
・その他の理美容	—	実費	—	実費	—	実費
○代行						
・買物	週3回指定日	指定日以外 30分1000円 交通費実費	週3回指定日	指定日以外 30分1000円 交通費実費	週3回指定日	指定日以外 30分1000円 交通費実費
・役所手続	—	30分1000円 (60分以内) 交通費実費	—	30分1000円 (60分以内) 交通費実費	—	30分1000円 (60分以内) 交通費実費
○健康管理サービス						
・健康診断	任意	実費	任意	実費	任意	実費
・健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・医師の往診	—	実費	—	実費	—	実費
○入退院入院中サービス						
・協力医療機関への入退院 手続及び移送	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・上記以外の入退院手続及び 移送	—	30分1000円 交通費実費	—	30分1000円 交通費実費	—	30分1000円 交通費実費
・訪問、洗濯	週1回	2回目以降 30分800円 交通費実費	週1回	2回目以降 30分800円 交通費実費	週1回	2回目以降 30分800円 交通費実費
・医療費	—	実費	—	実費	—	実費
○その他サービス						
・レクリエーション等	適宜対応	材料代、交通費 等は実費	適宜対応	材料代、交通費 等は実費	適宜対応	材料代、交通費 等は実費

※1 機能訓練について特定サービス計画に基づく提供となります。

	要介護 3		要介護 4～5	
介護を行う場所	居室		居室	
介護サービスの内容	介護保険給付及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
介護サービス				
○巡回				
・昼間 9時～18時	2回以上適宜対応	—	2回以上適宜対応	—
・夜間 18時～9時	1回以上適宜対応	—	1回以上適宜対応	—
○食事				
・食堂での配膳下膳	毎食対応	—	毎食対応	—
・居室への配膳下膳	適宜対応	—	適宜対応	—
・食事介助	適宜対応	—	適宜対応	—
○排泄				
・排泄介助	適宜対応	—	適宜対応	—
・おむつ交換	適宜対応	—	適宜対応	—
・おむつ代	—	実費	—	実費
○入浴等				
・清拭	適宜対応	—	適宜対応	—
・一般浴介助	週2回	3回目以降 30分800円	週2回	3回目以降 30分800円
・特浴介助	必要時一般浴と併せて 週2回	—	必要時一般浴と併せて 週2回	—
○入浴等				
・体位交換	適宜対応	—	便宜対応（全面）	—
・居室からの移動	適宜対応	—	便宜対応（全面）	—
・衣類の着脱	適宜対応	—	便宜対応（全面）	—
・身だしなみ介助	適宜対応	—	便宜対応（全面）	—
○機能回復訓練	適宜対応（※1）	—	適宜対応（※1）	—
○通院介助				
・協力医療機関への通院	適宜対応	—	適宜対応	—
・上記以外への通院	—	30分1000円 交通費実費	—	30分1000円 交通費実費
○緊急時対応				
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—
生活サービス				
○家事				
・清掃	適宜対応	—	適宜対応	—
・洗濯	随時	—	随時	—
・クリーニング	—	実費	—	実費
・リネン交換	2週1回	—	2週1回	—
○理美容				
・ホーム内理美容	—	—	—	—
・その他の理美容	—	実費	—	実費
○代行				
・買物	週3回指定日	指定日以外 30分1000円 交通費実費	週3回指定日	指定日以外 30分1000円 交通費実費
・役所手続	—	30分1000円 (60分以内) 交通費実費	—	30分1000円 (60分以内) 交通費実費
○健康管理サービス				
・健康診断	任意	実費	任意	実費
・健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—
・生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—
・医師の往診	—	実費	—	実費
○入退院入院中サービス				
・協力医療機関への入退院手続及び移送	適宜対応	—	適宜対応	—
・上記以外の入退院手続及び移送	—	30分1000円 交通費実費	—	30分1000円 交通費実費
・訪問、洗濯	週1回	2回目以降 1回1000円 交通費実費	週1回	2回目以降 1回1000円 交通費実費
・医療費	—	実費	—	実費
○その他サービス				
・レクリエーション等	適宜対応	材料代、交通費等は実費	適宜対応	材料代、交通費等は実費

※ 1 機能回復訓練については、特定施設サービス計画に基づく提供となります。

別添 2-1

個 人 情 報 の 取 り 扱 い に つ い て

社会福祉法人伸こう福祉会、有料老人ホーム クロスハート石名坂・藤沢は個人情報取り扱いについて、以下のとおり公表いたします：

1 使用目的

- (1) 介護サービス計画書作成のため
- (2) 介護サービスの提供を受けるにあたって開催される「入居判定委員会」ならびに「サービス担当者会議」等において、利用者の状態、家族の状況を把握するため
- (3) 外部のサービス提供事業者、行政機関との調整のため
- (4) ご家族等への利用者の心身状況の説明のため
- (5) かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合
- (6) 事故・災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため
- (7) 介護保険の給付管理に関わる事務及び会計事務のため
- (8) 介護認定の申請、更新、変更及び要介護(要支援)認定調査のため
- (9) 業務の維持改善のための基礎資料として

2 個人情報第三者への提供について

当施設では、ご利用者の同意を得ることなく、ご利用者の個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、法令に基づく場合（介護保険法における不正受給者に係わる市町村への通知等）、ご利用者の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であつて、ご利用者の同意を得ることが困難なときはこの限りではありません。

3 個人情報の取り扱いを外部の業者に委託する場合について

当施設が保有する個人情報について、外部の業者に委託するときは、必要な契約を締結し適切な管理・監督を行います。

4 個人情報の開示、苦情の申し立てについて

当施設が保有する個人情報に関する開示、訂正、削除、利用停止、提供拒否及び苦情につきましては、下記の窓口で受け付けいたします。

個人情報受付担当	相談員 名古屋 裕太
個人情報管理責任者	管理者 石川 雅史
電話番号	0 4 6 6 - 8 4 - 3 0 3 3
FAX 番号	0 4 6 6 - 8 4 - 3 0 3 1

4 安全管理

当施設では、個人情報の漏洩、滅失、毀損、改ざんを防止し、安全管理を徹底いたします。また職員教育を継続し、個人情報の適切な取り扱いを指導してまいります。

別添 2-2

個人情報使用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用目的

- (1) 介護サービス計画書作成のため
- (2) 介護サービスの提供を受けるにあたって開催される「入居判定委員会」ならびに「サービス担当者会議」等において、利用者の状態、家族の状況を把握するため
- (3) 外部のサービス提供事業者、行政機関との調整のため
- (4) ご家族等への利用者の心身状況の説明のため
- (5) かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合
- (6) 事故・災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため
- (7) 介護保険の給付管理に関わる事務及び会計事務のため
- (8) 介護認定の申請、更新、変更及び要介護(要支援)認定調査のため
- (9) 業務の維持改善のための基礎資料として

2 使用する期間

サービスの利用申し込みを行ってからサービスの提供を受けている期間、契約終了時まで

3 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う
- (2) 個人情報を使用した会議、出席者、個人情報利用の内容等の経過を記録する
- (3) 名札・室札の表示は（可能・不可）とする
- (4) 外部からの取材・見学時に写真撮影に応じることを（可能・不可）とする
- (5) 法人内での広報誌やパンフレット等の写真撮影に応じることを（可能・不可）とする
- (6) 外部よりの入居照会や部屋番号の問い合わせについて回答することを（可能・不可）とする
- (7) 日常的なご様子や介護記録類を代理人以外の家族・訪問者へ閲覧（可能・不可）とする

別添 3

高 齢 者 の 心 身 状 況 に お け る ご 説 明

- アルツハイマー症やパーキンソン病、ピック病等の脳神経系の既往歴をお持ちの方につきましては症状の進行に伴い、歩行困難、嚥下困難、活動性の低下、体重の減少等が自然に生じます。
- 脳血管疾患や心臓の持病をお持ちの方は、加齢に伴い再発の可能性が非常に高くなります。これらの発症により、利用者の心身状態の急激な悪化が予測されます。
- 加齢に伴う歯の抜け落ちや、疾患の進行により食物を噛み砕く力や飲み込んだりすることに障害が起こりやすくなります。水分でむせこんだり、食事をして喉や気管に入ってしまうことにより、自然と肺炎を発症しやすくなります。また、自分で食事をしていても知らず知らずのうちに喉に詰まらせてしまう危険性も増大します。
- 筋力の低下と共に骨ももろくなり、歩行時に足がふらついて転倒すると、強い衝撃でなくても骨折したり、特に骨粗しょう症等のお病気ををお持ちの方は自分の身体の重みで骨折してしまうようなこともあります。また皮膚も加齢と共に変化し、表皮が薄く弾力性に乏しくなります。そのため、外部刺激にも弱くなり、少しぶつけただけでアザになったり、皮膚がむけてしまったりします。
- 歩行ができないのに車椅子から立ち上がったり、ベッドや車イスからずり落ちる等の行為により、骨折をするリスクが高まります。特に、住環境が大きく変わる入所後半年間の転倒・骨折は非常に多い傾向にあります。
- 他の利用者との人間関係の中で、しばしば不穏になったり、これまでご自宅ではなかったような症状が現れることがあります。

私ども職員は、大切な方のお手伝いをご家族から託されているという意識を常に持ち、最善の見守り・介護を努力いたしますが、どうしても人員の制約上、特に夜間については対応が遅れることもあるということをご理解下さい。またこのような状況が発生した場合は速やかにご家族に連絡をすると共に、主治医の指示を仰ぐものいたします。

別添6		作成年月日：2022年 7月 1日			
神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表					
(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)					
No.	指針項目	設備の有無	適合・不適合	不適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	☐ 個室ではない(相部屋がある)。 ☐ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 ☐ 界壁で区分されていない。	
2	食堂	有	適合	☐ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ有していない。	
3	浴室	有	適合	(居室内に設置していない場合) ☐ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。 (要介護者等を入居対象とする場合) ☐ 身体の不自由な者が使用するのに適していない。	
4	便所	有	適合	☐ 常夜灯がない。 ☐ 手すりがない。 (居室内に設置していない場合) ☐ 居室の近くにない。 ☐ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
5	洗面設備	有	適合	(居室内に設置していない場合) ☐ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
6	汚物処理室	有	適合	☐ 居室のある階ごとに設置していない。	
7	面談室	有	適合	☐ プライバシーの保護に配慮した構造になっていない。	
8	医務室 (健康管理室)	有			
9	看護・介護職員室	有			
10	機能訓練室	有			
11	談話室	有			
12	洗濯室	有			
13	エレベーター	有			
14	スプリンクラー	有			
15	健康・生きがい施設	非該当			
16	緊急通報装置	有	適合	(未設置箇所) ☐ 居室 ☐ 一時介護室 ☐ 浴室 ☐ 脱衣室 ☐ 便所	
17	廊下		不適合	☐ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	既存の建物を転用して開設した有料老人ホームのため、廊下幅が1.2mの箇所がある。車いすのすれ違いができるように転回スペースを設けて対応している。
18	居室等の出入口		適合	☐ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	
その他(上記項目以外の主な指針不適合事項) 例(必要な職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)					
※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。					